

入れ、今日まで事実上これらの地域に施政を及ぼしてきましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」(The Kurile Islands)の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきものと考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となつたことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米国政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であつて、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含

まれないという見解を繰り返し明らかにしてきています。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の國務省覚書で、「択捉、国後両島は(北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島と共に)常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正當に日本の主権下にあるものとして認められなければならないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起こりましたが、同事件に対して米国政府がソ連政府にあてた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であつたものであり従つて正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかつた」ということを繰り返し言明する。」と述べられています。

これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

5. 日ソ共同宣言

ソ連はサンフランシスコ会議にグルムイコ代表を送り、そこに用意された平和条約の案に対して長時間にわたる反対演説を行ったうえ、同案があたかも極東で新しく戦争を準備するものである云々の理由を挙げつつ、調印を拒否しました。そのため、種々の困難を経て、一九五五年六月、日本とソ連との間で個別の平和条約を結ぶための



日ソ共同宣言署名

ための交渉に切り換えられました。

こうして一九五六年十月十九日、日ソ共同宣言が署名されました。この宣言は平和条約の締結について、日本とソ連との間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を続ける（第九項前段）とし、続いて、歯舞群島及び色丹島について触れ、ソ連は日本の要望にこたえかつ日本の利益を考慮して歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意する、ただし、これらの島は、日本とソ連との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるもの

交渉が始まりました。

この交渉で日ソ両政府の間には歯舞群島及び色丹島を除いては領土問題について意見が一致する見通しが立たなかったもので、一九五六年九月二十九日の「松本・グロムイコ書簡」で、領土問題を含め平和条約を結ぶための交渉は日本とソ連との間で正常な外交関係が再開された後に続けられるという合意ができました。そしてその結果、平和条約を結ぶための交渉はまず国交を回復する

とする（同項後段）と規定しています。

このように、日ソ共同宣言において、平和条約の締結交渉は外交関係回復の後に継続されることとなっています。平和条約の内容となるべき重要な問題の中で、日ソ共同宣言で解決されなかったのは領土問題、すなわち、国後、択捉両島の問題にほかなりません。したがって、この国後、択捉両島の我が国への返還問題こそが、平和条約締結交渉によって解決されるはずの問題であることは、前に述べた「松本・グロムイコ書簡」からみても、日ソ共同宣言第九項からみても当然でした。

6. 国交回復後の経緯

(1) ソ連の態度の硬化

日ソ共同宣言が発効した一九五六年十二月十二日から始まった戦後の日ソ関係は、両国が、「平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意」したことを前提とし、やや変則ですが、平和条約の締結を待たずに共同宣言の発効を起点とすることで開始されました。

この共同宣言は、標題こそ「宣言」という語を使用していますが、両国の国会、最高会議の承認を受けて批准され、国連にも登録された法的拘束力を有する国際約束であり、戦後の両国関係を律する最も重要な基本文書です。この共同宣言の発効により日ソ両国間の国交が回復されてから、両国関係は、経済、貿易、文化等様々な分野において順調な発展の緒につきましたが、こうした日ソ関係の進展にもかかわらず、ソ連政府は、一九六〇年の日米安全保障条約締結に際して、日ソ共同宣言で合意された歯舞群島及び色丹島の返還実